

## 減損会計 - 会計と税法のかい離で事務負担 UP

タクトニュース No.272「減損会計の適用迫る！」で紹介したように、減損会計の強制適用が開始されるのは平成17年4月1日以降に開始する事業年度からです。減損会計が、事実上、強制適用されるのは会計監査の対象となっている法人と予想されます。その一方で強制適用されない大手生協が減損会計を導入するという動きも新聞で報じられています。減損会計の導入によって財務内容の透明性を外部にアピールできるというメリットがあるからです。ただし、メリットを得るためには、相応の事務負担も覚悟する必要があります。今回は会計と税法の考え方の違いから生ずる事務負担について紹介します。

### 1. 減損会計をめぐる会計と税法の考え方の違い

減損会計は、固定資産の収益性の著しい低下により投資の回収が見込まれなくなった場合に、一定の条件で回収可能性を反映させるように帳簿価額を切り下げる会計処理です。投資の回収可能性を検討するために、将来キャッシュ・フローの見積り等を行います。税法は、課税の公平性の観点から客観性を重視します。税法上、固定資産の評価損の計上にあたって、将来キャッシュ・フローの見積りという観点はありません。

また、帳簿価額と時価の比較を行う単位が、減損会計と税法で異なっています。減損会計では資産のグルーピングを行って減損会計の手続を適用します。たとえば、店舗をグルーピングの単位とし、土地、建物等を一括して減損会計の手続を適用するケースがあります。税務上は、資産のグルーピングという考え方はありません。たとえば、一つの店舗を構成する土地、建物であってもグループ化しません。土地の評価損、建物の評価損を計上するか否かを別々に判定します。

### 2. 「固定資産評価損 = 減損損失」ではない

減損損失が税法上の固定資産評価損に該当するか否かは、税法上の固定資産評価損の要件を満たすか否かによります。会計上の減損損失が税務上の固定資産評価損として認められるケースはかなり限られます。税法上、資産の評価換えを簡単に認めると租税回避行為として利用されてしまうおそれがあるからです。

税法上、固定資産評価損が計上できるケースは、災害により著しく損傷した場合、1年以上にわたり遊休状態である場合、法律の規定による更生手続開始の決定または商法の規定による整理開始命令があったことにより固定資産につき評価換えをする必要が生じた場合等です。

### 3. 減損会計にもとづく損失に係る税務上の取扱い

非減価償却資産の減損損失が、税務上の損金と認められない場合、会計上の帳簿価額と税務上の帳簿価額が異なるため税務上の申告調整が必要になります。

減価償却資産の減損損失は、税務上「償却費として損金経理」したものと扱われます。「会計上の減価償却費+会計上の減損損失」のうち税務上の償却限度額を超過した金額が償却超過額となり申告調整が必要になります。

会計上の帳簿価額と税務上の帳簿価額が異なるということは、税効果会計における一時差異が発生することを意味し、税効果について検討する必要があります。

### 4. 減損損失計上後の減価償却計算

減損会計の基準では減損損失の戻入は認められていません。減損処理を行った減価償却資産は、減損損失を控除した帳簿価額、残存耐用年数及び残存価額に基づき減価償却計算を行います。残存価額は耐用年数到来時に予想される正味売却価額です。税務上の残存価額とは必ずしも一致しません。

たとえば、取得価額4,000万円、残存価額400万円、耐用年数10年の固定資産をX1年度期首に取得したとします。会計上も税務上も耐用年数及び残存価額は等しく、定額法で計算するものとします。X1年度の減価償却費は、会計上も税務上も、 $(4,000万 - 400万) \times 1/10 = 360万$ 円です。X1年度末の帳簿価額は3,640万円 $(4,000万 - 360万 = 3,640万)$ になります。X2年度期首に会計上の帳簿価額を回収可能価額1,750万円まで減損処理したとします(注)。X2年度減価償却計算では、減損処理後の帳簿価額1,750万円から残存価額(耐用年数到来時に予想される正味売却価額)を控除した金額を残存耐用年数9年(X2年度からX10年度)で配分します。残存価額を310万円とすると会計上のX2年度減価償却費は $(1,750万 - 310万) \times 1/9 = 160万$ 円です。税務上の減価償却費は減損処理をしなかった時と同じです。税務上のX2年度の減価償却費は $(4,000万 - 400万) \times 1/10 = 360万$ 円です。このように減損損失計上後、会計上の減価償却計算と税務上の減価償却計算に差異が生じます。

### 5. 減価償却の二重計算への対応が必要

従来、会計上の減価償却計算は、ほとんどの場合、税法の耐用年数及び残存価額に基づいて行われていました。減損会計が適用される前は、税法規定に基づく減価償却計算システムでも不都合はありませんでした。

減損損失を計上した場合には会計上の減価償却費と税務上の減価償却費の二重計算が強いられます。減損の対象になった資産が多い場合、二重計算の負担は相当なものになると思われます。新しい減価償却資産計算システムを整備する必要が生じてくるでしょう。

(注) 年度末のみならず期首、期中に減損処理を行う場合もあります。(担当: 伊藤里美)